

**【第5報】** (2024年1月25日掲載)

教育部では1月12日付けで新潟県、富山県、石川県、福井県の作業療法士学校・養成施設を対象に学校養成施設の被災状況調査を実施し、学校・養成施設からの情報収集(調査期間1/31まで)を行っております。まずは情報収集を行い、今後は本会で対応可能な支援を教育部内で検討する予定です。

厚生労働省では1月12日付けの通知・事務連絡等(石川県能登地方を震源とする地震)【健康・医療】において、「令和6年能登半島地震の発生に伴う医療関係職種等の国家試験の受験資格並びに学校、養成所及び養成施設の運営等に係る取扱いについて」を発出しています。これは令和6年能登半島地震の発生に伴い、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設に在学中の学生及び生徒の修学に不利益が生じることがないように、医療関係職種等の国家試験の受験資格及び学校養成所等の運営等について周知したものととなります。

また、「令和6年能登半島地震の発生に伴う医療関係職種の国家試験の取扱いについて」も発出し、令和6年能登半島地震の発生に伴う医療関係職種の国家試験の取扱いについても周知されておりますのでご確認ください。

厚生労働省ホームページ

通知・事務連絡等(石川県能登地方を震源とする地震)【健康・医療】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_37199.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37199.html)

- ・「令和6年能登半島地震の発生に伴う医療関係職種等の国家試験の受験資格並びに学校、養成所及び養成施設の運営等に係る取扱いについて」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001189962.pdf>

- ・「令和6年能登半島地震の発生に伴う医療関係職種の国家試験の取扱いについて」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001189963.pdf>